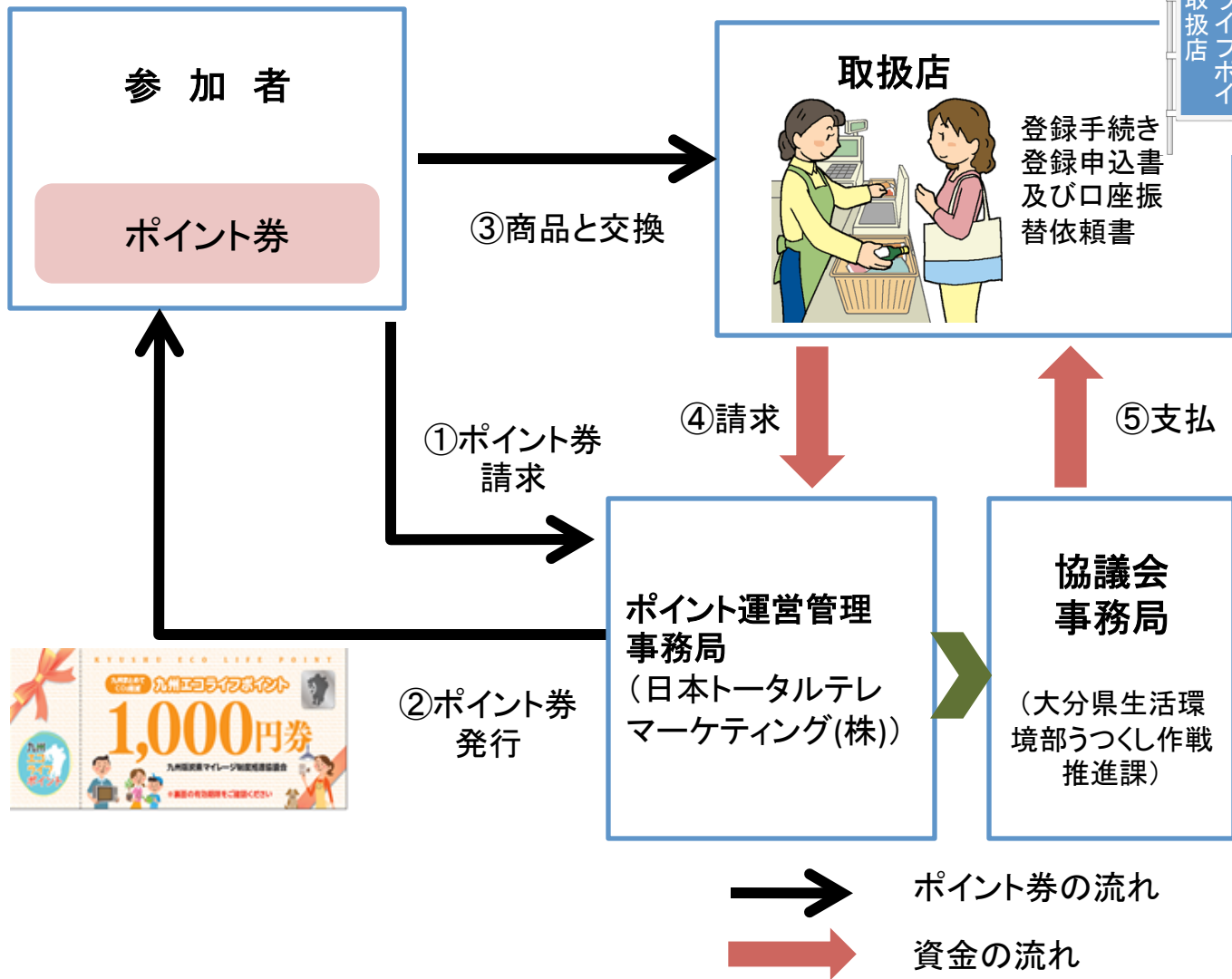


【九州エコライフポイント】ポイント券の請求、支払について



手順番号	業務内容
①、②	ポイント運営管理事務局(日本トータルテレマーケティング(株))は参加者・認定団体等からの請求にもとづき、ポイント券を発行。
③	ポイント券を受け取った参加者は、取扱店でポイント券と商品を交換(おつりなし、支払は額面どおり)。
④	取扱店は、月末締めで回収したポイント券を請求書とともに翌月5日までにポイント運営管理事務局に送付。
⑤	協議会事務局はポイント運営管理事務局から換金請求書とポイント券を受け取った月の翌月5日に取扱店にポイント代金を支払う。